

令和7年度奈良県奨学金返還支援事業助成対象候補者募集要項

1. 目的

従業員の奨学金返還のために、手当等への加算等を通じて金銭を支給し、又は代理返還により独立行政法人日本学生支援機構（以下、「日本学生支援機構」という。）に直接送金する奨学金返還支援制度の県内企業への普及を促進することで、大学等の学生及び既卒者の県内就職促進及び定着を図ることを目的とします。

2. 助成対象候補者の要件

助成対象候補者は次のア～カの全ての要件を満たし、奈良県奨学金返還支援事業補助金の制度の趣旨に賛同し、協力する企業とします。

- ア 奈良県内に本社を置く中小企業であること。
- イ 令和9年度に新規学卒者又は既卒者の採用を予定していること。
- ウ 令和7年度中に奨学金返還支援制度について、就業規則又は賃金規定等の文書で明確に定めること。
- エ 雇用保険の適用事業主であること。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3. 募集企業数

48社（先着順）

4. 募集期間

令和7年8月1日（金）から令和8年1月30日（金）まで

5. 補助金の対象経費及び金額

補助対象経費	助成対象候補者が、支援対象従業員候補者に対し、奨学金返還支援のために支給することを就業規則又は賃金規定等の文書で明確に定めて支給した手当等の金額。又は、代理返還により、助成対象候補者が、日本学生支援機構に直接送金した金額。
補助金の額	企業の支給額に2分の1を乗じて得た額以内の額
補助上限額	1企業につき50万円

6. 支援対象従業員候補者

支援対象従業員候補者は、次のア～オを全て満たすものとします。

- ア 令和9年に大学・大学院・高等専門学校を卒業する者又は、採用予定日の時点で35歳未満の既卒者であること
- イ 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）又は第二種奨学金（有利子）を活用していること
- ウ 助成対象候補者認定を受けた企業により正社員として採用されること
- エ 助成対象候補者認定を受けた企業において、奈良県内に所在する本社、工場、事業所等に3年間就業を継続する予定があること
- オ 個人事業主と同居している親族でないこと（勤務実態、勤務条件が他の従業員と同等の場合は除く）

7. 応募方法

4に記載の募集期間内に、次のア～ウの書類を提出してください。

- ア 奈良県奨学金返還支援事業助成対象候補者認定申請書【奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱第1号様式】
- イ 新規学卒者・既卒者採用計画書【奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱第2号様式】
- ウ 奨学金返還支援事業助成対象候補者の認定の申請に関する誓約事項（別紙）

8. 助成対象候補者の認定

7の提出書類をもとに、審査の上認定し、文書にて通知します。

9. 認定後の手続き

(1) (2)に記載の提出時期に、次のア～ケの書類を提出してください。

- ア 奨学金返還支援金の支給方法等について明確に定められた就業規則又は賃金規定等の写し
- イ 支援対象従業員候補者採用報告書【奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱第3号様式】
- ウ 支援対象従業員候補者の雇用契約書又は雇い入れ通知書の写し
- エ 支援対象従業員候補者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- オ 支援対象従業員の奨学金借入額がわかる書類の写し
- カ 支援対象従業員候補者の卒業証明書の写し
- キ 支援対象従業員候補者の勤務地がわかる書類（従業員名簿、組織図など）
- ク 支援対象従業員候補者就業状況報告書【奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱第4号様式】
- ケ 支援対象従業員候補者の賃金台帳等の写し（1か月分）

(2) 提出時期

- ア 認定日から令和8年3月31日までの期間

イ～カ 令和9年4月1日から5月31日までの期間

キ 令和9～12年 毎年4月1日から5月31日までの期間

ク、ケ 令和10～12年 毎年4月1日から5月31日までの期間

10. 助成対象候補者の認定の取消

次のいずれかに該当した場合は、助成対象候補者の認定を取り消します。

ア 助成対象候補者の認定を辞退する申し出があった場合。

イ 2の助成対象候補者の要件を満たさなくなった場合。

ウ 奨学金返還支援事業助成対象候補者の認定の申請に関する誓約事項に違反のあった場合。

エ 定められた期限内に9（1）に掲げる書類の提出がなかった場合。

オ 本事業に関することで知事の指示に従わなかった場合又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げた場合。

11. 助成方法

（1）助成対象者の決定

支援対象従業員候補者に対して奨学金返還支援金を支給した、又は代理返還により日本学生支援機構に直接送金した助成対象候補者からの申請に基づき、令和12年度に助成対象者として通知します。

（2）助成方法

補助金は助成対象者からの請求に基づき、助成対象者に支払います。

12. その他

本要項、奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱を十分に確認のうえ、ご応募ください。

13. 応募先及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県産業部

人材・雇用政策課 人材確保推進係

電話 0742-27-8812 FAX 0742-27-2319